

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術の件数 (歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む)

当院では、下記の手術を九州厚生局に届出しています。(対象期間:2019年1月1日～2019年12月31日)

区分1に分類される手術	件数
ア:頭蓋内腫瘍摘出術等	16
イ:黄斑下手術等	0
ウ:鼓室形成手術等	0
エ:肺悪性腫瘍手術等	1
オ:経皮的カテーテル心筋焼灼術・肺静脈隔離術	0

区分2に分類される手術	件数
ア:靭帯断裂形成手術等	0
イ:水頭症手術等	17
ウ:鼻副鼻腔悪性腫瘍手術	0
エ:尿道形成手術等	0
オ:角膜移植術	0
カ:肝切除等	8
キ:子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

区分3に分類される手術	件数
ア:上顎骨形成術等	0
イ:上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ:バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ:母指化手術等	0
オ:内反足手術等	0
カ:食道切除再建術等	0
キ:同種死体移植術等	0

区分4に分類される手術	件数
胸腔鏡下手術	5
腹腔鏡下手術	85

その他区分	件数
ア:人工関節置換術	4
イ:乳児外科施設基準対象手術	0
ウ:ペースメーカー移植術・交換術	45
エ:冠動脈、大動脈バイパス移植術	0
オ:経皮的冠動脈形成術 経皮的冠動脈粥腫切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術	0